

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月12日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府	
3. 市区町村名	枚方市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の親・子及び扶養義務者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年3月7日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	枚方市 ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9E%9A%E6%96%B9%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E3%81%AF%E5%8C%BB%E7%99%8	
12. 委任関係		▼

執行機関名 枚方市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	45	
③ 番号法別表第2の項	65	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び(1)		枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項

<p>この法律の目的及びこの法律のこの部分の該当部分</p>		<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条</p>	<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて(母子家庭等及び寡婦の福祉)を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を助成することにより、(生活の安定と児童の健全な育成)を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年枚方市条例第21号)、枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和55年枚方市規則第30号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費の助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ロ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号ホ	枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第3項ただし書、枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則第9条第5項、第19条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--